

# 下松市水道工事施工管理基準

## 1 一般事項

この水道工事施工管理基準は、下松市上下水道局が発注する水道工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

### (1) 目的

この基準は、下松市上下水道局が発注する水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

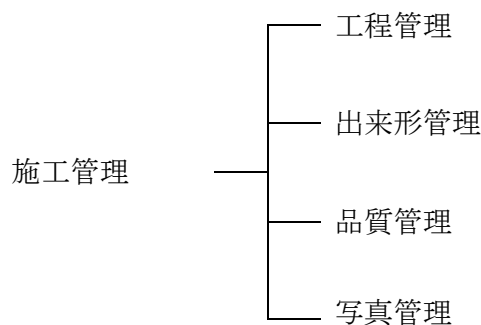
### (2) 適用

この基準は、下松市上下水道局が発注する水道工事について適用し、この基準にない項目は、最新の山口県土木工事施工管理基準及び、日本水道協会の水道工事施工管理基準例に準拠するものとする。

ただし、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は監督職員と協議して他の方法によることができる。

また、道路復旧等の施工管理は各道路管理者の定める基準によること。

### (3) 構成



### (4) 管理の実施

- 1) 受注者は、工事施工前に出来形管理及び品質管理担当者を定めるとともに出来形及び品質管理項目を施工計画書に明記し、これに基づき実施しなければならない。
- 2) 管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- 3) 受注者は管理の目的が達せられるよう、工事の施工と並行して測定（試験）等を実施しなければならない。
- 4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもと保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示できるよう管理するとともに、検査時に

提出しなければならない。

#### (5) 管理項目及び方法

##### 1) 工程管理

受注者は、工程管理を、工事内容に応じた方法（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実工程表により管理するものとする。

ただし、応急工事又は維持工事等の当初工事計画作成が困難な工事内容については省略できるものとする。

##### 2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

##### 3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}$ -R、s-Rm など）を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は、品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とすることができる。

##### 4) 規格値

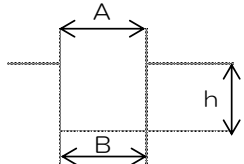
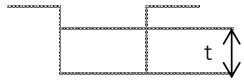
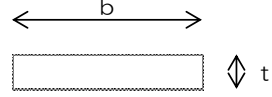
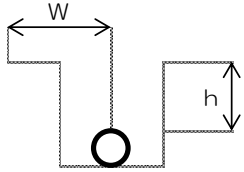
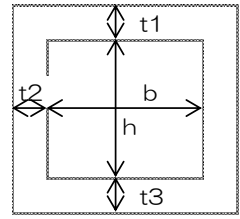
受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

#### (6) 工事写真

受注者は、写真管理を写真管理基準に基づき、各工事の施工段階及び工事完了後明視できない箇所の施工状況、工程管理・出来形管理・品質管理、工事中の災害写真を撮影し、監督職員の請求に対して、直ちに提示できるよう管理するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 2 出来形管理基準

## (1) 管路工

番号	区分	工種	測定項目	規格値	測定基準	摘要
1	土工	掘削工	掘削幅 A,B	-50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所(管径・口径・布設断面ごと) 	掘削断面において、勾配が必要になった場合は、上幅A、下幅Bとし測定。
			高さ h	±30		
		埋戻工	厚さ t	-30	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所 	
			基礎工	幅 b		
			厚さ t	-30		
			延長 L	各構造物の規格値による		
2	管布設工	管布設工	土被り h	±50	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所(管径・口径・布設断面ごと) 	土被りの変化点においても測定。
			占用位置 W	±50		
3	弁柱類設置工	空気弁 特殊排気弁	GLからの深さ h	基準値に準ずる	全箇所測定。 基準値 200～300(GL～弁天端までの深さ)	
		消火栓	GLからの深さ h	基準値に準ずる	全箇所測定。 基準値 300程度(GL～スリットルまでの深さ)	
4	弁室建造工	弁室建造工 (現場打ち)	底版厚 t3	-20	各弁室ごと測定。 	
			内幅 b	-30		
			内寸高 h	±30		
			壁厚 t1,t2	-20		
5	管防護工	管防護工	内幅 W	-30	全箇所測定。	
			高さ H	-30		
			長さ L1,L2,...	-30		
			体積	+であること		

6	推進工	推進工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	発進坑・到達坑で測定。		
			中心線の偏心	$\pm 50$	施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは、1施工箇所につき2箇所。		
			延長 L	-200			
7	橋台工	橋台工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	橋軸方向の断面寸法は、中央部及び両端部、その他設計図に表示のある主要寸法について測定する。		
			橋台天端長L1	-30			
			橋台敷長L2	-30			
			橋台天端幅 (橋軸方向) Aa1,a2	-20			
			橋台敷幅 (橋軸方向) a3	-20			
			橋台高さh1	-30			
			橋壁高さh2	-20			
			床版高さh3	-20			
			橋台間距離L	$\pm 30$			
	水管橋工	仮組立精度	仮組立精度	全長,支管長L	+L/1000 -0 最小+50		
				製作キリカ $-\delta$	+10% -0 最小1		
				管体の通り (直進度)	管軸芯に対し 左右 $\pm 10$		
				桁・トブの高さH	$\pm H/500$ 最小1		
				桁・トブの 中心間距離	$\pm B/500$ 最小1		
				桁・トブの 鉛直度	$\pm H/500$ 最大10,最小1		
				現場継手の 目違い	板厚の10% 板厚15mm以下 は1.5以下		
		架設精度	仮組立精度に 準じる	仮組立精度 に準じる			
		塗膜厚	各層塗膜	各層塗膜厚 以上	測定基準 塗膜の測定は、測定項目に示すとおり、下中 上塗りの各種毎に測定する。  1.水管橋 膜厚は、電磁微厚計その他により、管軸方向 に対し、任意の3箇所以上、その各箇所の円周 任意の4点で測定する。  2.歩廊等(付属部材) 10m <sup>2</sup> につき1箇所測定する。		

## (2) 山口県土木施工管理基準の出来形管理基準について

次にあげる項目は山口県土木工事施工管理基準の出来形管理基準で水道工事においてよく使用される基準である。最新の施工管理基準を確認の上使用すること。

【編章節条枝番】 3-2-6-7-1

【工種】 アスファルト舗装工（下層路盤工、上層路盤工、表層工）

なお、測定項目、規格値、測定基準および測定箇所適用については、施工計画書に記載をすること。これ以外にも管理が必要な項目については記載をすること。

また、山口県土木工事施工管理基準にない工種及び測定項目については、類似する管理項目を適用するか、各種基準書に準ずるものとする。その際は、監督職員と事前に協議の上、決定すること。

## 参考：管路土工出来形管理項目について

標準的な管路土工を行う際の管理項目を示す。

管路土工管理項目設定例

区分	工種	撮影項目		撮影頻度	撮影時期	摘要
出来形管理 (管路土工)	掘削工	幅、深さ		測点毎、実施箇所毎	掘削後	各工種ごとに管理表を作成する。 原則、測点毎または実施箇所毎に測定する。
	布設工	位置、深さ		測点毎、実施箇所毎	布設後	
出来形管理表を 提出するもの	埋戻工	厚さ	厚さは下がり管理	測点毎、実施箇所毎	埋戻後	
	下層路盤工	幅、厚さ	厚さは下がり管理	測点毎、実施箇所毎	整正後	
	上層路盤工	幅、厚さ	厚さは下がり管理	測点毎、実施箇所毎	整正後	
	仮舗装工	幅、厚さ	厚さは下がり管理	測点毎、実施箇所毎	整正後	
	本舗装工	幅、厚さ	厚さは下がり管理	測点毎、実施箇所毎	整正後	
厚さ		コア採取	1000m <sup>2</sup> に1箇所の割	舗設後	As舗装の厚さはコアで測定	

なお、竣工図の横断面図には、布設工の実測値を記入すること。

(3) 弁設置平面測量オフセット作成要領について

1) 作成内容

新たに設置した弁栓（仕切弁、排泥弁、空気弁、消火栓）位置の平面測量オフセットを作成し、完成図書とあわせ監督職員に提出する。

2) 弁栓番号

弁栓番号は着工届に記載されている工事番号に通し番号を加えて割り振る。

3) 測定方法

原則、不動点の官民境界の角から2点以上と弁室の中心までの距離測定とする。ただし、官民境界が定かでない場合、マンホールまたは、電柱等からの測定とする。

※電柱等、中心から測定できないものはその角からの測定とする。

(例) 境界石（線）、橋梁、護岸、建物、構築物、マンホール、電柱、信号機等で永久性の高いものから選定する。

4) 測定寸法

小数点第1位までをメートル（m）で表す。

5) 提出書類

測量始点・終点対象物を写真に書き入れたものを紙ベースにて提出する。写真での加工ができない場合は、オフセット2点以上を示した図面とする。

## 3 品質管理基準

## (1) 管路工事

工種	試験項目	試験方法	規格値	測定基準	摘要
水圧試験	管路水圧試験	管路に充水し所定の水圧を付加し一定時間保持してこの間の圧力変化を測定	管路に漏水等異常がなく、急激な圧力降下が生じないこと	管路工事完了時、本舗装前	原則として監督職員の立会
管の接合	ダクタイル鋳鉄管継手部接合検査	目視 ノギス等による測定	各継手部所定の寸法を満たすこと ボルトの締め付けトルクを満たすこと	全ての継手接合部について実施	チェックシートを使用
	PE管(融着型)	目視	融着型継手のインジケータの隆起を確認すること	全ての融着継手接合部について実施	チェックシートを使用
管の溶接	放射線透過試験	JIS Z 3104 JIS Z 3050 JIS Z 3106	きずの分類において3類以上 内面へこみは、その部分の透過写真の濃度がこれに接する母材部分の透過写真濃度を超えないこと 溶落ちは、いかなる方向に測った寸法も1個につき6mm又は管の肉厚のいずれか小さい方を超えず、試験部の有効長さあたり最大寸法の合計長さ12mm以下とする。	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき1箇所	WSP008参照 監督職員の指示で検査箇所数増可能
	超音波探傷試験	JIS Z 3060	きずの分類において3類以上	検査箇所数は溶接箇所数の10%とし、撮影1口につき2箇所 検査長は30cm	監督職員の指示で検査箇所数増可能
内面塗装(無溶剤系エポキシ樹脂塗料)	外観検査	JWWA K 157	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての塗装箇所	
	塗膜厚検査	JWWA K 157	設計値以上(プライマーを含む)	監督職員の指示した箇所	
	ピンホール	JWWA K 157	ピンホール探知機を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての塗装箇所	
	付着性試験	JWWA K 157	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督職員の指示した箇所	
外面塗装(タールエポキシ樹脂塗料)	外観検査	JWWA K 115	異物の混入、著しいむら、塗りもれなどがなく、均一な塗膜であること	すべての被覆箇所	
	塗膜厚検査	JWWA K 115	設計値以上	すべての被覆箇所	

シ外面塗装(タールエポキ)	ピンホール	JWWA K 115	ピンホール探知機を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての塗装箇所	
	付着性試験	JWWA K 115	へらを用いてはつり、容易にはがれないこと	監督職員の指示した箇所	
外面塗装(ジョイントコート)	外観検査	JWWA K 153	焼損がないこと 有害な欠陥となるめくれがないこと ジョイントコート両端から50mm以上内に膨れがないこと 工場塗装部との重ね長さは50mm以上 耐衝撃シートについては、有害なきずがなく、テープまたは固定バンドで確実に固定されていること。	すべての被覆箇所	
	塗膜厚検査	JWWA K 153	加熱収縮後のジョイントコートの厚さは1.5mm以上	すべての被覆箇所	
	ピンホール	JWWA K 153	ピンホール探知機を用いて検査を行い、火花が発生するような欠陥がないこと	すべての塗装箇所	

## (2) 山口県土木施工管理基準の品質管理基準について

次にあげる項目は山口県土木工事施工管理基準の品質管理基準で水道工事においてよく使用される基準である。最新の施工管理基準を確認の上使用すること。

### 【工種】 7 下層路盤、 8 上層路盤、 1 1 アスファルト舗装

なお、試験項目、試験方法、規格値および試験基準の適用については、施工計画書に記載をすること。これ以外にも管理が必要な項目については記載をすること。

品質管理で下記に掲げる工種(イ)、(ロ)、の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、すべて実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は特記仕様書で指定したもの、又は監督職員が指示したものを実施するものとする。

#### (イ) 路盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 500 m<sup>2</sup>未満のもの）

#### (ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 300 m<sup>2</sup>未満のもの）

## (3) アスファルト混合物事前審査における品質管理基準の取扱いについて

アスファルト混合物事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。



工種	種別	区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考
ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	必 須	「土木施工管理基準」の全項目	「土木施工管理基準」による	事前審査	認定書の写しの提出
		そ の 他	「土木施工管理基準」の全項目	「土木施工管理基準」による	事前審査	認定書の写しの提出
	プ ラ ン ト	必 須	配合試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定書の写しの提出
			混合物のアスファルト量抽出、粒度 分析試験	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理
			温度測定	アスファルト 混合物	事前審査	プラントの自主管理
			基準密度の決定	舗装調査・試験法便覧	事前審査	認定書の写しの提出

(4) アスファルト舗装工事のコアによる出来形及び品質管理の取扱いについて  
これについては、山口県土木施工管理基準（P.3）によるものとする。

(5) その他

品質管理については、管理内容を施工計画書に記載すること。また、山口県土木工事施工管理基準にない工種及び測定項目については、類似する管理項目を適用するか、各種基準書に準ずるものとする。その際は、監督職員と事前に協議の上、決定すること。

## 4 写真管理基準

### (1) 写真管理について

#### 1) 工事写真の目的

工事写真は、施工管理の手段として、工事の各施工段階における施工状況の記録を残すとともに、工事完成後に明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等の確認資料となるものである。

#### 2) 撮影頻度・内容

工事写真の撮影頻度、整理順序は、一般的な水道管工事の場合、別表「写真整理一覧表」に示すものを標準とする。ただし、通常の土木工事は山口県土木施工管理基準の別表「撮影箇所一覧表」によること。さらに、特別な工種の場合は、監督職員の指示によるものとする。

#### 3) 撮影方法

写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむこと。

- 1 工事名
- 2 工種名
- 3 測点（位置）
- 4 設計寸法
- 5 実測寸法
- 6 略図
- 7 受注業者名

なお、小黒板の判読が困難となる場合は、別に近距離撮影による撮影若しくは、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理すること。

特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影すること。

### (2) 撮影の要点

工事写真は以下の事項に留意して撮影しなければならない。

- 1) 写真管理担当者を定め、あらかじめ写真撮影計画を作成し、撮影及び管理を行うこと。
- 2) 工事内容を十分理解し、写真の目的を十分把握して撮影すること。
- 3) 構造物の寸法が明確にわかるように鋼尺、テープ、スタッフ、ポール等をあてて撮影すること。
- 4) 工事写真は、監督職員の提出指示があった場合、直ちに提示できるように整理しておくこと。
- 5) 工事写真の撮影においては、個人情報に該当する恐れがあるものは工夫し、写らないようにすること。
- 6) 工事施工状況写真
  - ① 工事施工中の写真

工事施工中の写真は、施工方法、出来形、工程、進捗状況等の記録であり、総合的な判定資料となるので現場施工状況が確認できるように設計図書の工種別に撮影す

ること。

## ② 一般写真

工事現場における準備工、仮設工、使用機器及び設備等の写真撮影を行うこと。

### 7) 安全管理の写真

工事現場の交通及び作業の安全確保するための防護施設、標示施設、交通整理状況、安全施設及び安全訓練等の実施状況を撮影すること。

### 8) 使用材料写真

工事に使用する材料のうち、完成後、寸法数量等が確認できなくなるものについては、現場搬入後、監督職員立会いのうえ、材料の寸法、規格、マーク等が分かるよう測定器具を使用して撮影すること。なお、追加材料についても同様の扱いとする。使用材料の主なものとして

- ①ダクタイル鋳鉄管・異形管類、仕切弁等
- ②ビニル管、鋼管、ビニルライニング鋼管、ポリエチレン管類
- ③上記以外の管材
- ④薬注、グラウト等材料（入荷、空袋）
- ⑤その他監督職員が指示する材料

### 9) 品質管理写真

施工管理の一環として実施される試験、又は測定の実施状況を撮影すること。

継手チェックは全ての管種、全ての継手で行い、結果を黒板に記入し撮影すること。

### 10) 出来形管理写真

①工事完成後に明視できない箇所となる部分は、寸法、形状及び品質が確認できるように撮影すること。

②矢板、塗料缶等数量が多い場合は、一連番号をつけ最終番号まで連続して撮影すること。

③写真は、被写体に対して適切な位置で撮影し、併せて被写体の寸法が測定器具により正確に読み取れるように撮影すること。

### 11) 工事施工中での災害写真

工事中に災害を受けた場合は、その災害箇所の状況を示す全景写真、並びに被災部分の状況がわかる部分写真を撮影すること。災害写真は、「不可抗力による損害」を受けた場合の判定資料となるため、正確に撮影すること。

### 12) その他（公害、環境、補償等）

#### ①公害環境写真

騒音、振動防止及び産業廃棄物搬出等の実施状況を撮影すること。

#### ②補償関係写真

家屋及び外構等の状況写真を着手前に計測撮影すること。

### 13) 工事完成写真

完成写真は、着手前写真と対照できるよう同一箇所から撮影すること。

部分完成写真は、工種毎、又は構造物毎に撮影すること。

### 14) 工事検査写真

段階確認、中間検査、出来形検査及び社内検査の実施状況を撮影すること。

(6) 提出部数及び形式

1) 提出部数及び形式は次のとおりとする。

①工事写真として、工事写真帳を工事完成後に1部提出すること。また、着手前完成のみを2部提出すること。

2) 監督職員の指示があった場合は、その指示による。

(7) 留意事項

1) 別表「写真整理一覧表」の適用については、次の事項に留意すること。

①撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は、監督職員の指示により追加、削除するものとする。

②撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取図・断面図等を工事写真帳に添付するものとする。

2) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督職員の指示により類似工種を準用するものとする。

(8) 別表 写真整理一覧表

水道管布設工事（一般的なマンホール舗装の場合）

区分	工程	撮影項目	撮影頻度	撮影時期	撮影ポイント		
<b>着手前・完成</b>	着手前	全景及び各測点毎	着手前1回	着手前	・着手前・完成が対比できるようにする		
	完成	全景及び各測点毎	施工完了後1回	完成後			
<b>施工状況写真</b>  注) 状況写真は、原則、各工程で、完了写真を撮影すること。	管路土工 各工程とも同一箇所 で撮影すること。	舗装板切断	実施箇所又は100m毎	施工中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装切断排水処理装置が確認できる写真</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械、転圧状況が分かるように撮影</li> <li>・転圧状況がわかるもの。30cm毎の層で転圧の写真が必要</li> <li>・転圧状況がわかるもの。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・転圧状況がわかるもの。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・転圧状況がわかるもの。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・舗装切断排水処理装置が確認できる写真</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・散布状況を撮影</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> <li>・施工状況を撮影。貼付完了後の全景を撮影</li> <li>・施工状況を撮影。布設完了後の全景を撮影</li> <li>・施工状況を撮影。使用機械が分かるように撮影</li> </ul>		
		舗装版掘削機込					
		管路掘削工					
		敷砂工					
		埋戻工					
		下層路盤工					
		上層路盤工					
		仮舗装工					
		本舗装影響部舗装切断					
		仮舗装・本舗装影響部掘削機込					
		不陸整正					
		乳剤散布工					
		区画線工					
		管明示テープ工					
	埋設標示シート工						
	本舗装工						
	配管工	管の 接続 状況	管つり込み状況	実施箇所毎又は100m毎	施工中	・吊り込み機械、吊り込み場所が分かるように撮影	
			管切断加工状況	実施箇所毎	施工中	・ダクタイル鉄管の場合、端面防食塗装の写真必要	
			ダクタイル管 接続状況	PC管(融着型) 融着状況	実施工所毎又は100m毎	接続時	・器具の接触状況やパイプの状況による挿入接続状況撮影
						ボルトナット接続時	・締付状況撮影。トルク管理が必要な箇所はトルクレンチの使用状況撮影
ライノ管設置時						・ライノ管設置が分かるように撮影	
ライノ管設置時						・ライノ管設置が分かるように撮影	
既設管との連絡状況(不排水連絡工含む)	実施箇所毎		・融着面の清掃状況を撮影。素手でいい、重手は厳禁				
融着状況			・融着機器設置状況と、インテグラの隆起の確認、パイプ固定状態を撮影				
仮設配管工	仮設管設置状況	全行程	施工中	・施工状況、完了全景を撮影。保温をした場合はそれが分かるように撮影			
	仮設給水管設置状況	実施箇所毎					
	既設管との連絡状況(不排水連絡工含む)	実施箇所毎					
不排水工	設置状況	実施箇所毎	施工中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置位置、深さが分かるように撮影</li> <li>・1.0MPaで撮影</li> <li>・施工状況、削孔片を撮影</li> </ul>			
	水圧試験状況	実施箇所毎					
	削孔状況	実施箇所毎					
弁栓類設置工	弁栓設置状況	設置箇所毎	施工中	・設置状況、完了を撮影			
残土処分工	残土運搬処分状況	実施時	施工中	・運搬経路が分かるよう追跡調査を行う			
廃棄物処分工	廃棄物運搬処分状況	廃棄物種類毎	施工中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産廃種類ごとの運搬経路が分かるよう追跡調査を行う</li> <li>・運搬車両の許可番号、ナンバーを撮影</li> <li>・搬入施設が確認できる場所を撮影</li> </ul>			
管路工事以外の工程	施工中の写真	全景または代表部分の工事進捗状況	月1回	月末	・同一箇所から比較できるように撮影		
		工種、種別毎に設計図書に従い施工していることが確認できるように適宜		施工中	・着工前、施工中、施工完了を1セットとして撮影		
		高度技術・創想工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜		施工中	・高度技術・創想工夫・社会性等に関する実施状況の提出資料に添付		
仮設(指定・任意) 図面との不一致	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所毎に1回	施工前後	・工事打合せ簿に添付			
	図面との不一致	必要に応じて	発生時				
<b>使用材料</b>	使用材料	形状寸法	各品目毎に1回	使用前	・監督職員が立会する場合はその種類が分かるように撮影		
		検査実施状況	各品目毎に1回	検査時	・監督職員が立会しない場合は可能な限り1種類ずつ撮影		
<b>使用機械</b>	使用機械	機械全景	使用機械全て		・使用した規格がわかるように撮影		
		排対、騒音レベル			・レベルは近接撮影		
<b>出来形管理写真</b> (管路工事)	布設工	配管布設状況	全行程	埋戻前	・ボリリブは設置しない状態。使用材料が分かるように撮影		
	掘削工	幅、深さ	測点毎、実施箇所毎	掘削後	・伏せ越し、平面迂回配管箇所はその位置が分かるよう背景を含め撮影する。		
	※敷砂工	幅、深さ	測点毎、実施箇所毎	掘削後	・黒板に実施寸法を記載し、GLまでの寸法が分かる写真を撮影		
	布設工	埋設深さ、位置	測点毎、実施箇所毎	布設後	・黒板にGLまでの管の土被り、構造物等から管芯までの奇りを記載		
	埋戻工	幅、厚さ	測点毎、実施箇所毎	埋戻後	・黒板に実施寸法を記載し、GLまでの寸法が分かる写真を撮影		
	下層路盤工	幅、厚さ	測点毎、実施箇所毎	整正後	・黒板に実施寸法を記載し、GLまでの寸法が分かる写真を撮影		
	上層路盤工	幅、厚さ	測点毎、実施箇所毎	整正後	・黒板に実施寸法を記載し、GLまでの寸法が分かる写真を撮影		
	仮舗装工	幅、厚さ	測点毎、実施箇所毎	整正後	・黒板に実施寸法を記載し、GLまでの寸法が分かる写真を撮影		
	本舗装工	幅	測点毎	整正後	・影響幅分の舗装を取壊し後の寸法を撮影		
		厚さ	1000m <sup>2</sup> に1箇所毎		・路盤すきとり後のGLまでの寸法を撮影		
	区画線工	幅、厚さ	実施箇所毎	整正後	・コアで測定		
	弁栓類設置工	設置高さ	設置箇所毎	設置後	・施工箇所の完了後をすべて撮影		
	弁室設置工	高さ	実施箇所毎	設置後	・GLから各弁栓の最頂部までの寸法が分かる写真を撮影		
	(土木工事)	その他の土木工事は山口県土木施工管理基準の出来形管理写真撮影箇所一覧を参照				・黒板に弁室構成を記載し、全体の高さが分かる写真を撮影	
<b>品質管理写真</b> (管路工事)	布設工	継手チェック	全継手(ドレ配管部除く)	接合時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管種を問わずチェックする。</li> <li>・管材料には管理番号を明示して撮影</li> <li>・GXNS直管はJIS軸位置をゲージ測定を撮影。黒板に数値記入</li> <li>・GX異形管はメトリック部の隙間ゲージ測定を撮影</li> <li>・受口挿入量(白線)を撮影</li> <li>・トルク管理箇所は、トルク確認を撮影</li> </ul>		
		継手チェック(PC管融着型)	全継手のインテグラ写真	融着完了時	・インテグラの突起の隆起、管への時刻記入写真をインテグラ固定状態で撮影		
	水圧試験	水圧試験状況	試験毎	試験時	・開始前、終了時の写真。ゲージの接写。常圧の撮影		
(舗装工事)	マンホール舗装工	合材温度管理	本舗装時	到着時 敷均し時 開放時	・合材温度が分かる写真を撮影		
(土木工事)	その他の土木工事は山口県土木施工管理基準の品質管理写真撮影箇所一覧を参照						

安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	設置後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制図</li> <li>・下請負人に対する通知</li> <li>・建退共加入票</li> <li>・労災保険関係成立票</li> <li>・建設業許可</li> <li>・緊急連絡先</li> <li>・建設リフト法届出シール</li> <li>・作業主任者選任表</li> <li>・有資格者一覧</li> <li>・各種工事看板(規制看板)</li> <li>・工事標示板</li> </ul>	各標識の接写、現場の見えやすい箇所に掲げた状況が確認できる写真を撮影
		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	設置後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種工事看板(規制看板)</li> <li>・バリケード、点滅灯など</li> </ul>	
		監視員交通整理状況	各1回	作業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・誘導状況(配置場所全て)</li> </ul>	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	実施中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入場者教育(代表で可)</li> <li>・安全教育訓練(毎月)</li> <li>・安全衛生協議会(毎月)</li> <li>・ラジオ体操(代表で可)</li> <li>・KY活動(代表で可)</li> <li>・安全ハトロール(毎月)</li> </ul>	
災害	被災状況	被災状況及び被災規模等	その都度	被災前 被災中 被災後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生前は付近の写真でも可</li> </ul>	
事故	事故報告	事故の状況	その都度	発生前 発生直後 発生後		
その他	補償関係	被害者又は損害状況等	その都度	発生前 発生直後 発生後		
	環境対策 イメージアップ等	各施設設置状況	各種毎1回	設置後		
給水管切替工	給水管切替状況	分水栓穿孔・防食工設置状況	給水切替箇所毎	施工中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用材料が分かるように撮影</li> </ul>	
		給水管布設状況		布設完了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・布設位置、使用材料が分かるように撮影</li> </ul>	

上記の表は一例であり、工事内容により、項目の追加削除を適宜行うこと。